

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.159 (2016年 7月 29日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

▼4. <WBC 入居企業より>

【ベトナム現地<食品>工場視察・商談会 ～参加される企業様を募集します～】

▼5. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【英国の EU 離脱決定による知財面の影響について】

1. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F
TEL: 045-222-2030
FAX: 045-222-2088
E-mail : open@ywbc.org

■□■

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC 入居企業より>

【ベトナム現地<食品>工場視察・商談会 ～参加される企業様を募集します～】

ホーチミン市人民委員会 サイゴン商業公社 駐日事務所からお知らせします。

サイゴン商業公社 (SATRA) は、ベトナム・ホーチミン市の工場視察と商談会を企画しました。SATRA グループ 3 社の食品工場を視察し商談会を実施します。食品関係の企業様は、ぜひご参加ください。まずは下記問合せ先まで、お気軽に資料をご請求ください。

●食品工場の主な製造品

冷凍野菜 (ナス、オクラ、インゲン、サツマイモなど)、冷凍果物 (マンゴー、パイナップルなど)、シュウマイ、春巻き、エビ加工品 (エビフライ、エビすり身など)、フォー、ウーロン茶

●食品工場の特長と参加されるメリット

◎輸出向けの食品を多く手がけています。

◎日本からの OEM・受注生産も可能です。

◎3 社との取引におけるご相談事は当事務所が日本語で対応します。

●食品工場・3 社の Web サイト (申し訳ありませんが、英語のサイトになります。)

1 COFIDEC (コフィデック・沿岸漁業開発公社)

<http://www.cofidec.com.vn/en/>

2 CAU TRE (カウチャー輸出加工品株式会社)

<http://www.cautre.vn/en>

3 AGREX SAIGON (アグレックス サイゴン食品合資会社)

<http://www.agreксаsaigon.com.vn/en-us>

～実施概要～

◆日程：平成 28 年 10 月 12 日 (水) から 15 日 (土)

◆場所：成田空港発着、ベトナム・ホーチミン市滞在

◆旅行代金：158,000 円

※諸経費は別途ご負担いただきます。

※その他支出については別途お渡しする資料のご旅行条件をご確認ください。

◆最少催行人員：3 名様

- ◆企画：ホーチミン市人民委員会 サイゴン商業公社 駐日事務所
- ◆旅行主催：株式会社キャラバントラベル
- ◆申込締切：平成 28 年 9 月 6 日（火）
- ◆申込方法：下記問合せ先までご連絡をお願いいたします。

<お問い合わせ>

ホーチミン市人民委員会 サイゴン商業公社 駐日事務所
横浜市中区新港 2-2-1 横浜ワールドポーターズ 6 階
横浜ワールドビジネスサポートセンター
TEL/FAX：045-222-2024
E-mail：satra.japan.office@ywbc.org

■□■-----

5. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【英国のEU離脱決定による知財面の影響について】

今回は、英国のEU離脱（Brexit）が我が国の企業活動にどのような影響を与えるのか、特に特許制度に与える影響についてまとめてみました。

1 はじめに

先月（2016年6月）下旬に行われた国民投票の結果、大方の予測に反して、英国はEU（欧州連合）からの離脱を選択しました。しかしながら、英国のEU離脱が本当に実現するのかも不透明ですし、実現するとしても、少なくとも2年間に亘る交渉が行われ、且つ、この期間は合意により延長可能であり、一説によると少なくとも7年はかかるとの声もあります。実際にEU離脱が実現するまでは、英国はこれまで通りEUの一員であり、今回の国民投票の結果が直ちに知財面に影響を与えることはありません。

したがって、英国を含めたEU諸国において特許・意匠・商標などの知財対応を行っている、あるいは今後行う予定の日本の企業等も、現時点で特段の対応を講ずる必要はなく、これまで通りEU圏内の広域的な知財保護手段の中で英国における保護を考慮すれば良いこととなります。

今回のコラムでは、特許に関して、これまで英国について欧州で取得可能な広域的保護で対応していた日本の企業等にとって注意・留意すべき点について、詳しく検討していきます。

2 特許について

現在、英国を含めたEU各国で特許を取得しようとする場合、多くは欧州特許条約（EPC）に

よって設立された欧州特許庁（EPO）に特許出願を行います。ご承知の通り、欧州特許出願は単一の出願で欧州各国に特許の保護を求めることができ、欧州特許成立後は出願人が選択した国（指定国）の国内特許として存続するという制度です。

欧州特許では、英国、ドイツ、フランス、イタリアなどの主要国を含む多くの欧州各国を指定することができますので、EUの枠組内の制度と混同されがちですが、欧州内の主要国間の合意で締結された「条約」に基づく制度であり、EUとは無関係です。実際のところ、たとえばスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、トルコはEU非加盟ですが、いずれもEPCの締約国ですので、これらの国に対して欧州特許に基づく保護を求めることが可能です。

したがって、欧州特許については、既に英国の国内特許に移行して権利存続中のもの、欧州特許出願として継続中のもの、今後欧州特許出願を行う予定のもの、いずれにおいても、万一英国のEU離脱が実現した場合であっても、その影響を受けることはなく、これまで通りの対応で全く問題ありません。また、英国が特許協力条約（PCT）の一員であることにも変わりありませんので、従来通り、日本出願→PCT出願→EP出願のルートで英国を含む欧州各国に特許保護を求めることが可能です。仮に英国がEPCやPCTから脱退してしまうとなれば影響は甚大ですが、少なくとも現時点ではおよそ現実的ではありません。

万一英国がEPCをも離脱してしまった場合（可能性は低いとは思いますが）には、その後に英国での特許保護を求めようとするときは、EP出願を利用することができませんので、日本出願→英国出願または日本出願→PCT出願→英国出願のルートで対応せざるを得なくなります。

なお、欧州における特許制度としては、EUのほぼ全域（スペイン、ポーランド、クロアチアは除外される見通し）に効力を持つ単一の広域特許を付与する統一特許制度（および統一特許裁判所）を設立する動きが進められており、来年にも発効する予定と伝えられていましたが、英国は、この統一特許制度の実現に向けて主要な役割を果たしており、今回のEU離脱の選挙結果がどのように影響するかの見通しがつきません。統一特許制度はEUの枠組内の制度ですので、英国が統一特許制度に賛同（批准）する可能性はかなり低くなったのではないかと見る向きが多いようです。この点については、今後の動向を注視していく必要がありますが、万一英国が不参加となると、統一特許制度の実現がやや不透明になってきますし、仮に英国抜きで実現したとしても、その魅力が大幅に低下しますので、統一特許制度の実効性が問題視されることになる可能性が大きいと思われます。

次回、コラムの執筆機会が有りましたら、意匠制度や商標制度など、その他の知財面に対する影響についても、解説させて頂ければと思います。

（執筆：国際的な知財事件を多く扱う弁理士）

■□■-----

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6 階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお問い合わせ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>
©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
